

## ■2026年度A日程 一般入学試験 法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

### 【出題趣旨・解説】

旧優生保護法に基づく不妊手術の違法性を認めた最高裁大法廷2024(令和6)年7月3日判決を素材とした。同判決は、障害を持つ者に対する不妊手術を定めた旧優生保護法3条1項等の規定が憲法13条・14条1項に違反すると判示し、国家賠償請求を認容した。

同判決は、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」が憲法13条により保障されており、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たると認めた。[設問1]は、憲法13条の幸福追求権の内容を明らかにし、そこからどのように「自己の意思に反して身体の侵襲を受けない自由」が導かれるのかの論理的説明を求めるものである。

幸福追求権の内容が「人格的生存にとって重要な権利」であることの指摘は多くの答案ができていたが、そこから身体の侵襲を受けない自由までの説明ができず、単に結論を述べるだけのものも多かった。

[設問2]は、障害をもつ者に対する不妊手術を定める法3条1項の違憲性を論ずるものである。不妊手術が憲法13条の保障する「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」にかかわることはあることは設問1で論じられるが、法3条1項が本人等の同意を求めていることから上記の自由の制限があるといえるかが問題となる。この点について、最高裁は、一定の障害をもつ者が不良であるとの見地に立って「特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されない」と論じ、さらに「周囲からの圧力等によって本人がその真意に反して不妊手術に同意せざるを得ない事態も容易に想定される」とも指摘している。法規定の具体的な効果についてどこまで想像力を働かせて権利侵害の有無を評価できるかが問われる。そのうえで、法3条1項の違憲性を論ずることになるが、問題文でも明らかにされているように、本件規定の立法目的自体が、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に不妊手術を課すものであり、憲法13条が抱って立つ「個人の尊厳と人格の尊重」に反し、正当とはいえないことを論ずることになる。さらに、本件規定が特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点においても、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものと評価されることになろう。

障害をもつ者に対する不妊手術が許されることは誰でも同意できるであろうが、それを憲法に基づいて論証できる答案はそれほど多くはなかった。

以上